

# 第三次産業の職場から 労働災害をなくしましょう

山口労働基準監督署

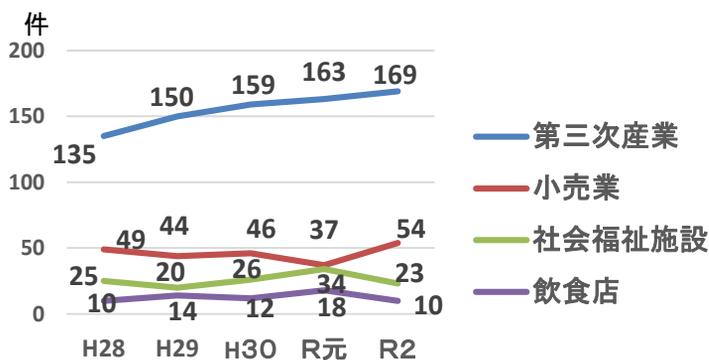
近年、第三次産業における労働災害が増加しています。

過去5年間の休業4日以上の労働災害を事故の型別にみると、「転倒」災害が一番多く全体の30%を占め、次いで「動作の反動・無理な動作」災害、「墜落・転落」災害と続いており、これらの災害を防止することが急務となっています。

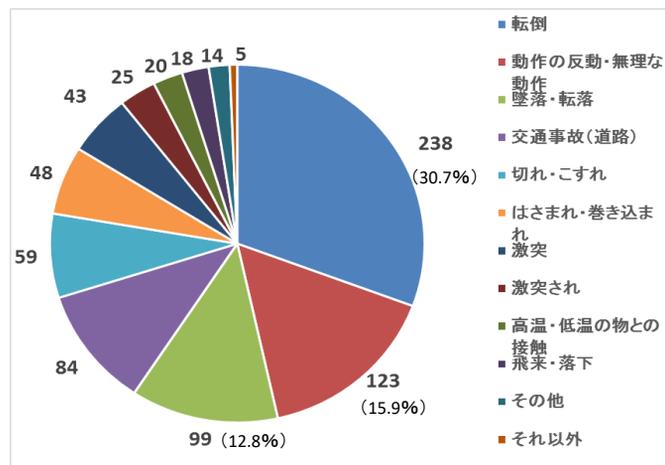
「過去の災害事例」、第三次産業で取り組むべき「事故の型別の災害防止のポイント」、「労働災害を防止するための安全衛生管理のポイント」を取りまとめましたので、今後の労働災害防止対策にご活用ください。

## 山口署管内の過去5年間の労働災害 統計(休業4日以上)

### ① 災害発生件数の推移



### ② 事故の型別発生状況 (H28～R2)



### <業種ごとの災害事例>

#### 1 小売業

## 災害事例

事故の型	休業期間	災害の概要
転倒	6週間	店外搬出口でゴミを捨てる際に、コンクリートの境目につまづいて転倒、足首骨折の負傷となった。
	1か月	品出しのため、陳列棚の商品を下げていた際に、床清掃のため濡れていた床に気がつかず滑って転倒、左臀部不全骨折の負傷となった。
動作の反動、無理な動作	2週間	商品を持って移動中に段差を踏み外し、足首を捻り、足首捻挫の負傷となった。
	1週間	棚の上の商品を取ろうとした際に、商品が予想外に重く、肩に負担がかかり、腱板断裂の負傷となった。
はさまれ・巻き込まれ	1週間	ミンチ肉の加工作業中、ミキサーに詰まった肉を取り除こうと指を入れたところ、ミキサーが作動し指先が巻き込まれ、人差指の裂傷の負傷となった。
	2か月	荷物の入った台車を勢いよく両手で引いた際に、勢い余って台車が足指の上に乗って挟まれ、足指骨折の負傷となった。

## 2 社会福祉施設

災害事例		
事故の型	休業期間	災害の概要
転倒	1か月	施設内を歩行中、滑り止め加工してある床面に足がつかかり転倒、右肩骨端骨折及び肩下方完全脱臼の負傷となった。
	2か月	利用者の食事の準備中に椅子の足に躓き転倒、大腿骨骨折の負傷となった。
動作の反動、無理な動作	3週間	利用者をベッドから車椅子に移乗する際に、いつもよりも体重をかけてきたため、肩を痛め、腱板損傷の負傷となった。
	1週間	利用者をスライドボードでベッドに移乗させる際に、利用者の足を持ち上げたところ、不十分な姿勢であったため腰部を痛め、腰椎捻挫の負傷となった。
激突	2週間	利用者を車椅子からベッドに移乗する際に、バランスが崩れ、バランスを取ろうとした際に、足を車椅子にぶつけ、足首の靭帯損傷の負傷となった。
	1週間	洗濯物をカートに入れて移動中、カートが設備に衝突し、急停止した際にカートの持ち手部分で指を捻り、指の剥離骨折の負傷となった。

## 3 飲食店

災害事例		
事故の型	休業期間	災害の概要
転倒	1か月	大型トレイを両手で持って移動中に、足元の見通しが悪く、足元の箱に躓いて転倒、手首骨折の負傷となった。
	1か月	床掃除のためホースで水を撒いていた際に、ホースに引っ掛かり転倒、骨盤骨折の負傷となった。
切れ・こすれ	1か月	電動スライサーで食材をカットしている際に、誤って指を切創した。
	1週間	電動スライサーで食材を切っている際に、食材が詰まったので取り除こうと手を入れたところ、刃が完全に止まっておらず、指を切創した。
墜落・転落	1か月	倉庫内で脚立を使用して資材を下す際に、脚立の開き防止の金具が完全に入っておらず、脚立が開き落下、足首骨折の負傷となった。
	1週間	厨房で鍋を持って移動中に、グレーチング掃除のため開けていた開口部に足が落下し、足を打撲する負傷となった。

# 事故の型別の災害防止のポイント

## ①「転倒」災害防止のポイント

- 通路は滑りにくい材質のものにしましょう。
- 通路の水ぬれ、油こぼれはすぐにふき取りましょう。
- 作業に適した履物を着用しましょう。
- 4S(整理・整頓・清掃・清潔)を実施し作業空間を確保しましょう。
- 通路の凹凸、段差をなくしましょう。
- 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起を行い、危険性の見える化を行いましょう。
- 床面、階段及び通路は通行に十分な明るさを保ちましょう。



## ②「腰痛」災害防止のポイント

- 荷は出来るだけ身体に近づけて持ち上げましょう。
- 重い物は、無理をせずに、複数人で運びましょう。
- 中腰など、無理な姿勢での長時間の作業を行わないようにしましょう。
- 重量物の運搬作業の前には、腰痛予防体操をしましょう。
- 長時間の立ち作業及び椅子等に座っての作業の際には、適時休憩をとりましょう。



## ③「墜落・転落」災害防止のポイント

- 脚立使用時には、足元に注意して作業しましょう。
- 脚立の天板に乗っての作業や、脚立をまたいでの作業は行わないようにしましょう。
- 高所作業時には、ヘルメットを着用しましょう。
- 階段には、手すりや滑り止めを設けましょう。
- 椅子を踏み台代わりにしないようにしましょう。
- 作業床の端、開口部等の墜落の危険のある箇所には、囲い、手すり等の墜落防止措置を行いましょう。
- 高所からの荷の出し入れでは、安定した椅子や台、脚立を使用しましょう。



## ④「はさまれ、巻き込まれ」災害防止のポイント

- スライサー、カッター等の機械、その他の動力機械、設備の危険箇所に安全カバー等の防護措置を行いましょう。
- 危険箇所に手を近づける作業を行う際には、手工具を使用しましょう。
- 作業開始前に機械設備、安全装置の点検を行いましょう。



## ⑤「激突」災害防止のポイント

- 運搬台車での運搬の際は、前方が見渡せるように荷を積み、前方を注意しながら移動しましょう。
- 通路等で労働者同士が激突するおそれのある場所には、ミラー等を設置しましょう。
- 屋外に通じるドアは、強風で急に開閉しないようにストッパー等を設けましょう。



## ⑥「交通」災害防止のポイント

- 安全運転管理者等の選任など、管理体制を整備しましょう。
- 「交通安全マップ」を作成するなど、適切な走行管理を行いましょう。
- 交通危険予知訓練を行うなど、教育内容の充実を図りましょう。
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づいた措置を行いましょう。

## ⑦健康管理のポイント

- 雇入れ時及び1年ごとの定期健康診断、深夜業などの特定業務従事者に対する健康診断を行いましょう。
- 健康診断の結果、異常が認められた場合は、健康診断後の事後措置(作業や労働時間の変更、保健指導など適切な措置)を行いましょう。

## <労働災害を防止するための安全衛生管理のポイント>

職場の現状について、以下の事項の安全衛生管理を行いましょう。

### (1)安全衛生管理体制について(業種、規模により異なります。)

常時使用する労働者が50人以上の事業場は、安全管理者、衛生管理者、産業医の選任が必要です。

なお、常時使用する労働者が10名以上50名未満の事業場は、安全(衛生)推進者の選任が必要です。

また、常時使用する労働者が50名以上の事業場では毎月1回、安全衛生委員会を開催する必要があります。

※安全管理者、安全委員会などについては、製造業や建設業、運送業など定められた業種で必要となります。

詳しい内容は、山口労働基準監督署安全衛生課(083-600-0361)にお問い合わせいただくか又は、厚生労働省のホームページ等をご覧ください。

安全衛生委員会を定期的を開催していますか。

安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等を選任していますか。

産業医を選任していますか。

### (2)作業方法等について

作業方法や作業手順を定め、作業開始前に作業方法、作業手順について指示していますか。

作業開始前に作業上の危険や留意すべき点について話し合いをしていますか。

ボイラー、クレーン及びフォークリフトの作業は資格を持った者を従事させていますか。

### (3)安全衛生意識の高揚について

朝礼等において、安全衛生に関する話をしていますか。

安全衛生に関する標語、ポスター等を掲げていますか。

事業者(責任者)が職場の安全衛生状況について確認するため、巡回していますか。

### (4)安全衛生教育について

雇入れ時、作業内容変更時の教育、また職場リーダー等の職長教育を行っていますか。

危険有害業務に関する特別教育、技能講習等を受けさせていますか。